

函館市医師会在宅医療医会 会則

(名称)

第1条 本会は、函館市医師会在宅医療医会（以下「本会」という。）と称する。

(組織)

第2条 本会は、函館市医師会（以下「医師会」という。）理事を含む、次に掲げる医師で構成する。

- (1) 在宅医療に携わる医師会会員
- (2) 今後在宅医療の実施を予定している医師会会員
- (3) 在宅医療患者の後方支援をしている医師会会員
- (4) その他会長が認めた医師

(目的)

第3条 本会は、在宅医療、在宅療養の振興発展に寄与し、並びに在宅医の専門知識の研修交流を行い、本会会員の相互理解を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 在宅医療を提供する医師の組織化と質の向上
- (2) 在宅看取りの支援と後方支援体制の構築
- (3) 多職種連携に関すること
- (4) 函館市の地域包括ケアシステムの推進に寄与すること
- (5) 地域の在宅医療に関する現状把握、情報交換並びに課題解決に向けた検討
- (6) 在宅医療に関わる医師の育成、及び在宅医療に携わる医師の負担軽減を目的とした診療支援体制の確立
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、会員の中から選出した次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 1～2名

(役員の職務)

- 第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の不在時等にその職務を代行する。
 - 3 幹事は、本会の会務を執行する。
 - 4 監事は、会務の執行および会計の状況について監査する。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問等)

- 第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は役員会の同意を得て会長が委嘱する。

(総会)

- 第9条 総会は、年1回以上会長が招集し、事業およびその他重要事項について審議する。
- 2 総会は、会員の過半数の出席で成立し、総会の議事は、出席者の過半数をもって決議する。
 - ただし、可否同数の場合は、会長がこれを決議する。

(役員会)

- 第10条 役員会は、第5条の役員で構成し、本会の会務を統括するとともに、運営事項及び総会の議案事項について審議する。
- 2 役員会は、会長が必要と認めた時、または過半数の役員からの要請があった時に招集する。
 - 3 役員会は、役員の過半数の出席で成立し、役員会の議事は、出席者の過半数をもって決議する。ただし、可否同数の場合は、会長がこれを決議する。

(経費)

- 第11条 本会の経費は、補助金、寄付金、その他をもってこれにあてる。なお、設立に係る費用は、本会の負担とする。

(会計)

- 第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他の事項)

- 第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会がこれを定める。

附 則

この会則は、令和5年9月29日から実施する。